

給与支払報告書の提出について（お願い）

平素より、市県民税の課税事務につきまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和7年中の給与受給者（従業員等）について給与支払報告書を作成し、ご提出をお願いします。対象者がいない場合は、お手数ですが処分をお願いします。（昨年度提出実績がある事業所へ送付しております。）

【 提出対象給与受給者 】

令和7年中（1月1日～12月31日）に給与の支払いを受けた、令和8年1月1日現在（退職者は退職日現在）、神埼市に在住のすべての従業員について提出してください。

- ※ 契約社員・パート・アルバイトなどの雇用形態に関わらず提出が必要です。
- ※ 給与支払額の多少に関わらず提出してください。
- ※ 退職者のうち給与支払額が30万円を超える場合は提出が義務付けられていますが、30万円以下の方についても、適切な課税の観点から提出のご協力をお願いします。
(地方税法第317条の6)

※

【 提出先 】

〒842-8601 佐賀県神埼市神埼町鶴 3542 番地1

神埼市役所 税務課 市民税係 TEL : 0952-37-0114

※ 給与受給者が令和8年1月1日（又は退職時）現在居住する市区町村に提出してください。

住民登録地と実際の居住地が異なる場合は、**二重課税を防ぐため、給与受給者の現住所の確認を行ってください。**

【 提出期限 】

令和8年2月2日（月）

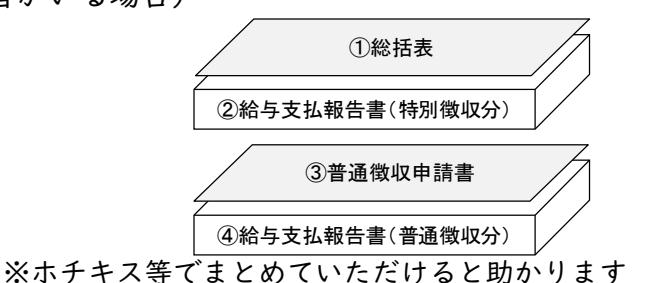
期限内のご提出にご協力をお願いします。期限を過ぎて提出された場合は、当初の税額決定通知に内容を反映できない場合があります。また、**給与支払報告書提出後に退職・転勤等の異動が生じた場合は速やかに給与所得者異動届を提出してください。**

【 提出書類について 】

- 総括表
- 給与支払報告書
- 普通徴収申請書（普通徴収の給与受給者がいる場合）

次の順に並べ、提出してください。

- ① 総括表
- ② 給与支払報告書（特別徴収分）
- ③ 普通徴収申請書
- ④ 給与支払報告書（普通徴収分）



作成の留意点

例年、誤りの多い点を記載しています。必ずご確認ください。

【 総括表について 】

- **独自の様式を使用する場合は、神埼市から送付した総括表もあわせてご提出ください。**
税理士事務所等に依頼される場合、同封の総括表を税理士にお渡しください。
- 総括表の**所在地・名称・郵便番号、記載内容に変更がある場合は、朱書き訂正**してください。
- 内容についてお尋ねする場合がありますので、「連絡者の氏名」の欄は明記してください。
- 提出前に、報告人員数と給与支払報告書（個人別明細書）の枚数が一致することをご確認ください。
- 納付書の要・不要は5月以降の税通知送付の際に反映されますのでご留意ください。

【 給与支払報告書（個人別明細書）について 】

- **次の情報は、必ず記載してください。**（個人の特定および適正な課税事務処理のため）

- 給与受給者、被扶養者氏名のフリガナ
- 給与受給者の生年月日
- 給与受給者、被扶養者の個人番号（マイナンバー）
- 生命保険料の金額の内訳（該当者のみ）
- 住宅借入金特別控除の内訳（該当者のみ）
- 前職分の給与等を合算している場合は、「前職の支払者」「給与支払額」「社会保険料額」「源泉徴収税額」（「摘要」欄に記載）

- **令和8年度の様式を使用してください。**

- 「配偶者の合計所得」は配偶者特別控除額を算定する際に使用します。**収入金額（総支給額）ではありません。**

- 青色事業専従者の給与も提出が必要です。「種別」欄に「専従者給与」と記載してください。

- **変更して再提出する場合は、「摘要」欄に朱書きで「訂正」と記載してください。**

【 市県民税の特別徴収の適正化 】

佐賀県と県内すべての市町は特別徴収の適正化に取り組んでおります。給与所得者の市県民税の特別徴収は、地方税法第321条の3、同法第321条の4により、原則として所得税の源泉徴収義務者である事業主の方に義務付けられています。皆様のご理解とご協力をよろしくお願いします。

給与支払報告書の詳細な書き方につきましては、国税庁 HP の
『令和7年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の
手引き』や『令和7年分年末調整のしかた』をご参照ください。

総括表の記載例

特別徵收

事業主（給与支払者）が、所得税の源泉徴収と同様に、従業員（納税義務者）に代わり、毎月の給与から個人住民税を天引きして納入していただく制度。

◎所得税の源泉徴収義務のある事業主（給与支払者）は、従業員（納税義務者）の個人住民税を特別徴収することが地方税法第321条の4により義務付けられています。

普通徵收

「特別徴収」以外に、市から送付される納税通知書や口座振替で個人が納付する方法

◎退職者や給与の支払いが不定期の従業員等が対象となります

令和8年度 給与支払報告書(総括表)

神埼市での特別徴収義務者番号です。

指定番号

8123456

神埼市長様

年月日提出

給与の支払期間	R7年1月分から12月分まで						
給与支払者の個人番号又は法人番号	50000020412104						
フリガナ	カブシキガイシャ ●●	事業種目			サービス		
給与支払者の名称又は氏名	株式会社 ●●	全従業員数			20		
フリガナ	サガケンカンザキシカンザキマチツル	報	特別徴収 (給与天引)		9		
	佐賀県神埼市神埼町		普通徴収 (人納付) +乙欄等				
同上の所在地	給与支払報告者の中で、前職分給与を含めて年末調整をしている者がいる場合は「合算している」を囲んでください。			合計			12
給与支払者が法人である場合の代表者の氏名							
連絡者の氏名、所属課、係名、及び電話番号	総務 課 人事 係	前職合算額無					
	氏名 神埼花子						
	電話 0952-37-0114						
専用税理士氏名	電話	納入書の送付			必要・不		

特別徴収の納付書が不要の場合は、
「不要」を囲んでください。

神埼市長様

指定番号 8123456

事業所名 株式会社 ●●

ごめ、普通徴収として申請します。

この用略号 A B C D E F G

普通徴収を認める基準に該当する従業員がいる場合は、給与支払報告書とこちらの「普通徴収申請書」を提出してください。※提出がないと特別徴収になる場合があります。

給与支払報告書の摘要欄には、普通徴収申請理由となった略号(A～G)を記入してください。

理由は不可 人数

定められている給与のみ 人

人

2名以下 人

D 退職している(又は5月末日までに退職予定) 3人

E 給与が少なく個人住民税額が引ききれない 人

F 給与の支払いが不定期又は通年の雇用ではない 人

G 他の事業所で特別徴収をする(乙欄該当者) 人

普通徴収申請者 合計人数

3人

給与支払報告書の記載例

詳細な書き方については、国税庁HPの『令和7年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引き』や『令和7年分年末調整のしかた』をご参照ください。

障害者の数

【特別（人）】欄
同一生計配偶者または扶養親族のうち特別障害者の人数
【特別（内）】欄
上記の者のうち、給与受給者、配偶者または、給与受給者と生計を一にするその他の親族のいざれかと同居している人数

【その他】欄
特別障害者以外の障害者の人数
※16歳未満の扶養親族で障害者の方も人数に含みます。

一

除対象親族が5人以上いる場合】
の後には控除対象の区分がわかる
記載してください。

摘要欄 ②

【前職分給与がある場合】
前職の給与支払者・給与支払額、
社会保険料・源泉徴収税額を必ず
記載してください。複数事業者が
ある場合は、それぞれ記入が必要
です。

实验对象与仪器 杜善根等

控除対象配偶者、扶養親族
氏名・フリガナ・個人番号を必ず記入

※国外居住者は「区分」欄に該当の番号(01~04)を、16歳未満扶養親などで国外居住者は○(マル)をつけてください。詳細な区分は上記国税庁HP等をご参照ください。

扶養親族が記入欄数を超える場合は、摘要欄に記入し、国外居住者・年少扶養親族の場合はその旨補記してください。また、「5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号」欄に対象者の個人番号も記入してください。